

**「新しい生活様式」に基づく  
課外活動のガイドライン  
(教職員・学生用)**

(第2版 2021年5月7日)

**一関工業高等専門学校**

**学生支援係 電話：0191-24-4718**

**寮事務室 電話：0191-24-4722**

**保健室 電話：0191-24-4720**

**夜間・休日 電話：0191-24-4700**

## 1. 基本的な考え方

- 1) 文科省の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～（学校の新しい生活様式）』に則り、部活動を行うこととする。
- 2) 一関高専新型コロナウイルス感染防止対策行動指針に従ってその可否を判断する。「レベル1」または「レベル2」の段階である場合には、部活動を認める。なお、「レベル2」においては、状況により一部活動を制限する場合がある。
- 3) 活動が認められる場合においても、「新しい生活様式」に基づく部活動であることを、顧問（課外活動指導員、コーチ等を含む）、学生および保護者の共通認識のもと、感染防止に最大限の配慮をしながら活動を行うこと。

## 2. 基本的感染対策

感染防止の3つの基本は、課外活動においても同様である。

### 1. 身体的距離の確保

できるだけ2m（最低1m）空ける。  
会話する際は、可能な限り真正面を避ける。

### 2. マスクの着用

### 3. 手洗い

## 3. 特に重要と思われる感染症対策

令和2年9月3日付文部科学省通知「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」からの抜粋を以下に示す。

（前略）

部活動の競技中・練習中だけではなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれては、以下のような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の活動場所や更衣室等、また、食事や集団での移動の際の

### 3密（密閉、密集、密接）を避ける。

#### 4. 活動の際の留意点（要点）（教職員・学生）（必ず遵守すべき項目）

- (1) 活動への参加は、学生と保護者の意向を尊重し、強制はしないこと。
- (2) 学生は活動前に体調を確認すること。発熱や風邪症状のあるとき、少しでも体調不良の症状がみられる場合は参加しないこと。
- (3) 練習は顧問の管理下で行うこと。何らかの問題が発生したら、直ちに顧問に連絡すること。
- (4) 感染予防のため、石鹸での「手洗い」は極めて重要であり、以下を必ず実施すること。
  - ①活動前（施設に入る前）の手洗い。
  - ②休憩時の手洗い。
  - ③活動後の手洗い。また、「目や鼻や口を手で触らない」こと。
- (5) 活動中、3密（密閉空間、密集状態、密接会話）の状況を避けること。ミーティング等においても、3密を避けること。マスクなしの場合は2m以上の距離を空けること。
- (6) 飛沫感染に留意し、大声を出さないこと。
- (7) 部屋の換気を徹底すること。屋内の換気については、特に注意して行い、30分に1回程度の換気を行う。常にドアを広く開け、窓を多少開けておく等、密閉した空間を作らないようにすること。
  - ① 常時開放  
(教室・合宿所等)  
部屋の窓・廊下側のドアは、部屋の対角線上の2か所を20cm以上、常に開放すること。  
(体育館)  
ドア、非常口等の4か所を50cm以上、常に開放すること。
  - ② 30分に1回、100秒以上の大きな換気  
(教室・合宿所等)  
ドアは2か所を40cm以上、窓は数か所を20cm以上、開放すること。  
(体育館)  
ドア、非常口等の4か所を1m以上、開放すること。
- (8) 活動終了時には、各施設（トイレ・更衣室を含む）の扉やドアの取っ手等、手を触れる部分等の消毒を必ず行うこと。
- (9) 活動終了後は速やかに帰宅すること。また集団でいる時間を無くすこと。

(10) 活動終了直後に、代表学生は「課外活動日誌」を記入すること (Forms 入力)。途中で帰宅 (帰寮) した学生についても記入すること。

(11) 全ての参加学生は、活動終了後のなるべく早い段階で「健康チェックシート」に記録すること。

(12) 第1 体育館のトレーニングルームは、別紙の利用規則を遵守して使用すること。利用の際は、利用者名簿に氏名と使用時間を記入すること。

※ (顧問の対応)

・緊急対応が必要な場合には、「7. 課外活動における緊急連絡」に示すような対応をとること。

## < 学生の活動の流れ >

- ① 学生は、自分の健康状態等を確認する。
- ② 学生は、施設に入る前に必ず石鹸で手洗いを行う。
- ③ 活動前にミーティングを行い、部長等が参加学生の健康状態の確認し、全員の手洗い実施の確認をする。
- ④ 活動実施  
換気に注意する (①常時開放、②30 分の1 回の大きな換気)
- ⑤ 活動終了後にミーティングを行い、部長等が参加学生の健康状態を確認し、活動後の全員の手洗い実施を指導する。
- ⑥ 各施設 (トイレ・更衣室を含む) の扉やドアの取っ手等、手を触れる部分等の消毒を行う。
- ⑦ 活動終了直後に、代表学生は、「課外活動日誌」を記入する (Forms 入力)。  
途中で帰宅 (帰寮) した学生についても記入すること。
- ⑧ 学生は手洗いを行う。
- ⑨ 速やかに帰宅する。
- ⑩ 全ての参加学生は、活動終了後のなるべく早い段階で「健康チェックシート」に記録すること。

※学生は、けが、健康状態の異常等の問題が発生した場合は、速やかに顧問 (保健室) に連絡すること。

※消毒については、基本的にアルコールとペーパータオルを使用すること。

※消毒用品 (アルコール、石鹸、ペーパータオル) が不足した場合は、学生支援係にて補充すること。

※Forms の掲載場所

Teams [一関] 学生ポータル > 学生支援係 > タブ > 課外活動日誌

○当面の活動時間について

- (1) 当面原則として 17:00 で終了すること。
- (2) 大会前 (2 週間以内) の延長については、認めることがある。但し、18:15 までとする。  
また、大会などに関係せず、週 1 回は、18:15 までの延長を認めることがある。  
「課外活動延長願」を原則活動月の 1 週間前までに学生支援係に提出すること。

○月間活動計画書・月間活動報告書の提出について (学生支援係に提出する)

- (1) 活動計画書 (活動月の 1 週間前)、活動延長願 (活動月の 1 週間前)
- (2) 活動報告書 (翌月 10 日まで)

## **5. 活動に際しての具体的な留意点** (教職員・学生)

### 5-1. 活動の内容

<運動部>

- (1) **各競技の協会等が活動の指針等を示している場合は、それに則って活動すること。**  
※スポーツ庁が各競技団体へ指針等の作成を依頼しております。各競技団体の HP を確認すること。
- (2) 対人競技 (柔道、剣道、空手等) においては、各競技団体が示している指針等に則り、段階的に練習を行うこと。
- (3) 選手同士が密集したり、接触するような練習は極力避けること。
- (4) 使用する用具等については、極力使用前に消毒を行う、また、学生間で使い回しをしないこと。  
(具体例)
  - ・ボール類 (バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、野球、テニス) の消毒は無くても良い。
  - ・タオルの共用はしない。
- (5) 活動中のハイタッチや握手、近距離での会話は控えること。
- (6) パス練習・キャッチボールはお互いに適度な距離を確保して行うこと。
- (7) ペアを組む競技 (ダブルスのある競技等) については、ペアで行う練習時間を必要最小限にとどめる等工夫すること。
- (8) 当面は第一体育館のトレーニングルームの使用を禁止する。

<文化部・技術部>

- (1) **各競技の協会等が活動の指針等を示している場合は、それに則って活動すること。**
- (2) 演奏や合唱等の練習で、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うことが望ましい。やむを得ず室内で行う場合は、向かい合っただけの活動は避け、少人数で、換気を行いながら。声や呼気が外に出ていくように練習する等、工夫して活動すること。
- (3) 使用する用具等については、極力使用前に消毒を行う、また、学生間で使い回しをしないこと。

### 5-2. 感染防止対策

- (1) マスクの着用について

### <運動部>

①運動を行う場合、学生は、十分な間隔を取ったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、運動の前後、特に会話したり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用すること。

・マスクを外す場合： unnecessaryな会話や発声を行わず、一人ひとりの間隔を2m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。

### <文化部・技術部>

①文化部・技術部の活動の際は、原則としてマスクを着用すること。

#### (2) 顧問の対応について

①顧問は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱や風邪症状のあるときは指導しないこと。

②顧問は、参加学生に対して5-2(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。

③顧問は、活動全体の管理運営を適切に行うこと。

④顧問は、マスクを着用し、活動内容を紙面で配布する等、指導方法を工夫すること。

⑤顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させる等、集団でいる時間が短くなるように配慮すること。

⑥顧問は、活動終了時に「課外活動日誌」の内容を確認することが望ましい。

#### (3) 学生の対応について

①活動前に体調を確認すること。発熱や風邪症状のあるときは参加しないこと。

②咳エチケットや手洗い、目・鼻・口等を手で触れるのを避ける等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

③活動中または活動後に体調に異変を感じたら直ちに活動を中止し顧問（保健室）に連絡すること。

④活動後は速やかに後片付けをして下校をすること。

⑤飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと。

#### (4) 活動場所と収容人数について

①屋内での活動については、使用時間および会場の割り当てを工夫し、人数を絞った活動とし、3密を避けるようにすること。

#### (5) 更衣室・部室について

①更衣室や部室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。更衣室や部室は使用しないことが望まれる。

②やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。

③更衣室の利用は、着替え等の必要最低限にとどめ、利用者はマスクを着用することが望ましい。マスクを着用できない場合は会話は控えること。

④更衣室や部室内で複数の学生が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

## (6) 洗面所（トイレ）や手洗い場等について

- ①洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ②トイレ内の複数の学生が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ③「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ④手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。または、マイタオルを準備する。

## 6. 大会参加・練習試合・対外活動（教職員）

- (1) 参加は、学生本人と保護者の意向を尊重して、強制をしないこと。
- (2) 参加する学生の健康状態を把握し、学生の体調管理を徹底させること。
- (3) 宿泊のない、日帰りや通いで参加が望ましい。やむを得ず宿泊を要する場合は、部員同士及び、他の宿泊客との密接を避けるなど感染防止対策に努めること。
- (4) 大会参加、練習試合および対外活動については、当面、岩手県内の移動に限り認めることができる。月間活動計画書に記載すること（あるいは「対外試合参加願」を提出すること）。  
県外への移動を伴うものについては、許可制で認めることがある。校長に「対外試合参加願」を申請すること。申請後、数日を目途に学生主事から許可の可否を顧問に連絡する。

## 7. 課外活動における緊急連絡（いざという時の行動）（教職員・学生）

### 7-1. 学生の対応について

学生は、課外活動中のけが・事故・症状が重い体調不良等、緊急対応が必要なときは、以下のいずれかにかに連絡すること。

顧問

保健室 : 0191-24-4720

学生支援係 : 0191-24-4718

寮事務室 : 0191-24-4722

### 7-2. 教職員の対応について

一関工業高等専門学校「課外活動の安全・指導の手引き」(p. 5)からの抜粋

#### (1) 事故が発生した場合の連絡手順

課外活動中のけが・事故等による緊急連絡は学生の安全を第一とし、顧問を中心に速やかに連絡を行える体制を作っておくことが必要である。緊急連絡は以下のように行う。

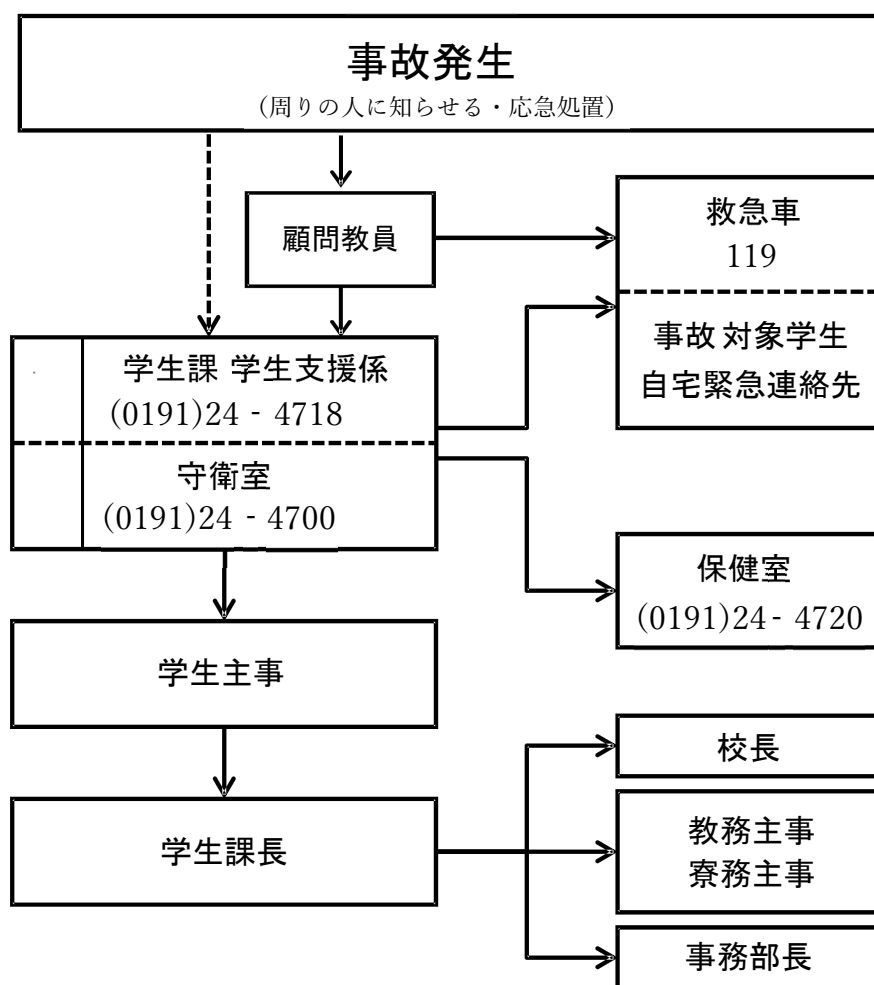
- ①発見者による状況の確認（当事者の所属や学年など）
- ②発見者による学生支援係・顧問・担任などへの連絡

- ③学生支援係・顧問・担任から緊急病院への連絡
- ④学生支援係・顧問・担任から学生保護者への連絡
- ⑤学生支援係・顧問・担任から学生主事への連絡

(2) 重大事態の場合

本校の危機管理に関わるような重大な事態の場合は、危機管理マニュアルに従って以下のような連絡を行う。

◎緊急連絡網(全体)



(3) 緊急連絡先一覧

(学内)

- 学生支援係 : 0191-24-4718
- 寮事務室 : 0191-24-4722
- 保健室 : 0191-24-4720
- 休日・夜間 : 0191-24-4700 (学校代表、守衛室につながる)



(学外)

- 一関市消防本部 : 0191-25-0119 (休日当番医の問い合わせも可能)
- 一関警察署 : 0191-21-0110
- 一関保健所 : 0191-26-1415
- 県立磐井病院 : 0191-23-3452
- 一関病院 : 0191-23-2050

## ●「課外活動日誌」の Forms 入力書式

<課外活動日誌(Forms 入力)> (代表学生入力)

①部活動名

②記録者

③活動日

④活動時間

⑤場所

⑥参加人数

⑦活動内容

⑧ケガ・体調不良

(ケガ、体調不良者がいた場合は、学年・学科クラスと学生氏名、症状を記載してください。)

なし、その他

⑨特記事項

⑩感染防止対策チェックリスト

- (活動前) 全員の手洗い
- (活動前) 全員の健康状態の確認
- (活動前) 三密を避けることを確認
- (活動前) 接触プレーは避けることを確認
- (活動前) 大声を出さないことを確認
- (活動中) 30分毎に換気
- (活動後) 消毒作業の実施
- (活動後) 全員の手洗い

⑪換気を行った時刻